

施設の利用方法についてのご案内（令和5年5月8日以降）

平素より、吹田市立市民センター（岸部・豊一・千里丘）及び、山田ふれあい文化センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが「第5類感染症」に変更されることに伴い、施設の利用方法につきまして、下記のとおり取り扱うこととなりますので、お知らせいたします。

1. 施設の利用条件について

令和5年5月7日まで講じていた、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする利用の制限（離隔距離の確保、利用人数制限、換気の徹底、利用者名簿の作成）が撤廃されます。

2. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とする使用取消に係る使用料の還付について

上記理由に限り、使用料の10割を還付しておりましたが、令和5年5月7日までの適用となります。5月8日以降は通常の使用料還付（利用日7日前までの使用取消届等提出、既納使用料5割還付）の適用となります。

3. 本申請及び施設使用料の支払い期限について

コロナ禍における特例として、施設使用料の支払い（本申請）期限を利用日当日までとさせていただきますでしたが、令和5年5月8日以降は、**利用予約日（抽選においては当選確定処理日）より1週間以内にお支払いいただくよう変更いたします**（市民センター条例に基づく申請方法に戻ります）。

【お問い合わせ先】

岸部市民センター	TEL：06-6317-1293	豊一市民センター	TEL：06-6384-1290
千里丘市民センター	TEL：06-6878-9510	山田ふれあい文化センター	TEL：06-6876-1201